

平成25年9月4日

平成25年第3回岬町議会定例会

第2日会議録

平成25年第3回(9月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成25年9月4日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	奥 野 学
5番	田 島 乾 正	6番	竹 内 邦 博	7番	小 川 日出夫
8番	和 田 勝 弘	9番	竹 原 伸 晃	10番	出 口 実
11番	道 工 晴 久	12番	豊 国 秀 行	13番	中 原 晶
14番	辻 下 正 純	15番	反 保 多喜男		

欠席議員 な し

傍 聴 な し

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事	村 上 正 樹
副 町 長	中 口 守 可	まちづくり戦略室理事兼秘書調整担当課長	保 井 太 郎
教 育 長	笠 間 光 弘	まちづくり戦略室理事兼企画地域再生担当課長	西 啓 介
まちづくり戦略室長	南 康 明	まちづくり戦略室副理事兼企画地域再生担当課長	早 野 清 隆
総務部長兼財政改革部長	白 井 保 二	総務部理事兼総務課長	中 田 道 徳
しあわせ創造部長	古 橋 重 和	財政改革部理事兼行革推進課長	四至本 直 秀
都市整備部長	末 原 光 喜	都市整備部理事兼二国推進課長	吉 田 一 人

教育次長	古谷 清	都市整備部理事 兼 建築課長	木下 研一
水道事業理事	岡本 茂	都市整備部理事 兼 建築課長	家永 淳
危機管理監	谷下 泰久	教委事務局理事兼 文化センター所長兼 青少年センター所長	一本 稔明
		財政課長	相馬 進祐

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長	大山 鐵男	議会事務局主幹	増田 明
--------	-------	---------	------

---

#### 議事日程

- |      |        |   |
|------|--------|---|
| 日程1  | 議案第49号 | 平成25年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件                 |
| 日程2  | 議案第50号 | 平成25年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件           |
| 日程3  | 議案第51号 | 平成25年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算<br>（第1次）の件 |
| 日程4  | 議案第52号 | 平成25年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）の件            |
| 日程5  | 議案第53号 | 平成25年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件           |
| 日程6  | 議案第54号 | 町道路線の認定の件                               |
| 日程7  | 議案第55号 | 岬町空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例の制定<br>に関する件 |
| 日程8  | 議案第56号 | 岬町税条例の一部を改正する件                          |
| 日程9  | 議案第57号 | 延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する件               |
| 日程10 | 議案第58号 | 岬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改<br>正する件  |
| 日程11 | 議案第59号 | 岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件                 |
| 日程12 | 議案第60号 | 岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件                 |
| 日程13 |        | 平成24年度成果報告・決算に関する説明                     |
| 日程14 | 議案第61号 | 平成24年度岬町一般会計決算認定の件                      |

日程15	議案第62号	平成24年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件
日程16	議案第63号	平成24年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件
日程17	議案第64号	平成24年度岬町後期高齢者医療特別会計決算認定の件
日程18	議案第65号	平成24年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件
日程19	議案第66号	平成24年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件
日程20	議案第67号	平成24年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算認定の件
日程21	議案第68号	平成24年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件
日程22	議案第69号	平成24年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件
日程23	議案第70号	平成24年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件
日程24	議案第71号	平成24年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件
日程25	議案第72号	平成24年度岬町水道事業会計決算認定の件
日程26	議案第73号	平成24年度阪南岬消防組合打切決算認定の件
日程27	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
日程28	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
日程29	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
日程30	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
日程31	報告第2号	平成24年度岬町健全化判断比率報告の件
日程32	報告第3号	平成24年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率報告の件
日程33	報告第4号	平成24年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率報告の件
日程34	報告第5号	平成24年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件

(午前10時00分 開議)

○田島乾正議長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成25年第3回岬町議会定例会(2日目)を開会します。

ただいまの時刻は午前10時です。本日の出席議員は14名、全員出席でございます。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○田島乾正議長 日程1、議案第49号、平成25年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、白井保二君。

○白井財政改革部長 日程1、議案第49号、平成25年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件につきまして概要をご説明いたします。

内閣府が8月12日に公表した平成25年4月・6月期の国内総生産GDPの速報値は実質0.6%、年率換算で2.6%の増加となり、3四半期連続のプラス成長となっております。また、民間設備投資は6四半期連続でマイナスとなりますが、GDPの6割を占める個人消費は増加するなど、緩やかな景気の回復基調が続いていることが確認できる内容となっております。一方、中国やヨーロッパ経済の景気減速傾向など景気の先行きに懸念材料が残る中、景気の腰折れを防ぎつつ財政再建の道筋をつけるために、政府は今回の経済数値などを踏まえ消費税増税による景気への影響について検討を行いつつ、この秋ごろには来年4月からの消費税3%の引き上げの判断を行う予定と聞いております。これらの影響につきましては、地域経済にも大きなインパクトを与えることから、今後の動きについて十分注視していく必要があると考えております。

さて、本町におきましても財政状況は依然として厳しい状況にあることから、今般の補正予算につきましては緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。それでは議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,130万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億4,795万4,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表歳入歳出予算補正をごらんください。まず、歳入予算の概要についてご説明いたします。なお、詳細につきましては7ページから8ページに記載しており

ますので、あわせてご参照願います。

まず分担金、負担金といたしまして、簡易心身障害児通園施設こぐま園の途中入所に伴い、児童発達支援事業利用者負担金8万2,000円を計上いたしております。国庫支出金につきましては、先ほどご説明いたしましたこぐま園の入所に伴う障害児施設措置費給付費負担金99万6,000円を計上いたしております。

府支出金につきましては、こぐま園の入所に伴う障害児施設措置費給付費負担金49万8,000円、多奈川地区多目的公園の野球広場の防球ネット設置に係る多目的広場整備負担金238万6,000円、合計288万4,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては5,994万7,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、本補正予算編成に伴う財源調整といたしまして財政調整基金繰入金184万2,000円を減額計上するほか、深日財産区特別会計及び多奈川財産区特別会計から繰入金、合計で6,178万9,000円を計上いたしております。

諸収入につきましては、消防団員の退職に伴う報償金60万9,000円、平成25年度から泉州南消防組合の発足に伴い、24年度末で阪南岬消防組合へ解散したことに伴う精算金679万円、合計739万9,000円を計上いたしております。

次に歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては9ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

議会費につきましては、深日活性化特別委員会の委員活動に伴う研修時報償費や高速道路使用料をあわせて10万円を計上いたしております。

総務費につきましては、淡輪16区集会所設計業務委託料300万円、下孝子集会所スロープ改修工事130万円、合計で430万円を計上いたしております。

民生費につきましては、879万9,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、自立支援医療（厚生医療）府費負担金返還金など、平成24年度国・府負担金の精算に伴う返還金589万円、簡易心身障害児通園施設こぐま園など途中入所に伴い利用者への支援を行う臨時職員賃金105万5,000円を計上いたしております。

衛生費につきましては、高齢者肺炎球菌ワクチン接種給付費58万1,000円を計上いたしております。肺炎につきましては、日本人の死因の3位に位置し、とりわけ肺炎球菌による肺炎は成人の肺炎の3割から4割程度を示しており、特に高齢者の重篤化が課題となっている中で、これらに対応するための経費を計上するものでございます。

土木費につきましては、町道畑山線など町内の各路線の改修に伴う町道整備事業872万4,

000円、町道畑線水路など町内の河川水路の改修に伴う河川水路改修事業649万5,000円、多奈川地区多目的公園の野球広場の防球ネット設置に係る整備工事283万6,000円、合計1,760万5,000円を計上いたしております。

消防費につきましては、消防団員の退職に伴う報償金66万2,000円を計上いたしております。

教育費につきましては、569万1,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、深日小学校職員室の空調機器の設置費用379万7,000円、岬中学校体育館の間仕切りネット張りかえに係る改修工事53万円、岬町立体育館用の折り畳み椅子の購入費用154万9,000円を計上いたしております。

最後に諸支出金につきましては、多奈川地区多目的公園の企業誘致に係る土地売り払いに伴い、多奈川地区多目的公園管理基金への積立金3,357万円を計上いたしております。

以上が補正予算の概要であります。なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

最後にちょっと訂正させていただきます。教育費の歳出でございますけれども、その中で深日小学校職員室の空調機器の設置費用329万7,000円でございます。329万7,000円と訂正させていただきます。申しわけございません。訂正のほうよろしく願いいたします。よろしくご審議願います。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成25年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

---

○田島乾正議長 日程2、議案第50号、平成25年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程2、議案第50号、平成25年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件につきましてご説明させていただきます。

本補正予算につきましては前年度の医療費等の確定による国及び府負担金の精算に伴う返還金について編成をいたしております。議案書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,117万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5,998万1,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては4ページをあわせてご参照願います。まず療養給付費交付金といたしまして255万4,000円を計上いたしております。内容といたしましては、退職者医療に係る前年度医療費の確定に伴い、退職者医療交付金が追加交付されるものでございます。

次に繰入金、基金繰入金といたしまして、本補正予算の編成に伴う財源調整として財政基盤安定基金繰入金267万円を計上いたしております。

次に繰越金といたしましては、前年度繰越金2,595万1,000円を計上いたしております。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。議案書は同じく2ページを、詳細につきましては5ページをあわせてご参照願います。諸支出金、償還金及び還付加算金といたしまして3,117万5,000円を計上いたしております。内容といたしましては、前年度の医療費等の確定に伴う国庫及び府負担金の精算返還金でございます。

以上が補正予算の概要でございます。本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成25年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○田島乾正議長 日程3、議案第51号、平成25年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程3、議案第51号、平成25年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、前年度の介護給付費の確定に伴う国・府及び支払い基金への負担金等の精算返還及び前年度の余剰金の処理について編成をいたしております。議案書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,214万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,541万8,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては4ページに記載をしておりますので、あわせてご参照願います。歳入につきましては、繰越金といたしまして前年度繰越金6,214万6,000円を計上いたしております。この繰越金につきましては、前年度の介護給付費等の確定に伴う余剰金を繰り越すもので、国・府・支払い基金への前年度の精算金としての支出と介護給付費準備基金積立金に充てるものでございます。

次に歳出予算の概要につきましてご説明いたします。議案書は同じく2ページを、詳細につきましては5ページをあわせてご参照願います。まず諸支出金、償還金及び還付加算金といたしまして1,548万3,000円を計上いたしております。内容といたしましては、前年度の介護給付費の確定に伴う国、府及び支払い基金に対する精算返還金でございます。

続きまして、基金積立金といたしまして4,666万3,000円を計上いたしております。内容といたしましては、前年度の給付費の確定に伴い、その余剰金を基金に積み立てるものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。本件につきましては厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成25年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○田島乾正議長 日程4、議案第52号、平成25年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 日程4、議案第52号、平成25年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)の件につきまして概要をご説明いたします。

それでは議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ329万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,949万4,000円とするものでございます。まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページの第1表歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。平成24年度決算に基づく繰越金のうち、歳出予算の財源とい

たしまして前年度繰越金329万7,000円を計上いたしております。

次に歳出予算の概要につきましてご説明いたします。同様に2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。深日小学校職員室の空調機器の設置費用相当額を一般会計への繰出金といたしまして329万7,000円を計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。なお、本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成25年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○田島乾正議長 日程5、議案第53号、平成25年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 日程5、議案第53号、平成25年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件につきまして概要をご説明いたします。

それでは議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,418万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,064万6,000円とするものでございます。まず歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページ

の第1表歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、ご参照願います。多奈川地区多目的公園の企業誘致に伴う土地売却収入といたしまして9,418万9,000円を計上いたしております。

次に歳出予算の概要につきましてご説明いたします。同様に2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。歳入予算で計上いたしております土地売却収入財源といたしまして、多奈川地区財産区基金積立金3,569万7,000円、一般会計繰出金5,849万2,000円、合計9,418万9,000円を計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成25年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○田島乾正議長 日程6、議案第54号、町道路線の認定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程6、議案第54号、町道路線の認定の件につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、町道路線の認定を行う必要があるため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

認定の内容につきましては、裏面の新規町道認定調書をごらんください。路線番号3173、路線名落合1号線、路線の起点といたしまして多奈川谷川1633番地の18、終点は多奈川谷川1713番地の1、延長は125.1メートルを町道認定するものでございます。この路線につきましては、東川左岸の谷川橋と一軒屋橋の間の箇所、新道の府道岬加太港線谷川バイパスと旧道の府道岬加太港線に挟まれた道路であります。付近にバス停留所もあり、通行料がふえ、町道として管理が必要なために町道路線の認定を行うもので、本件につきましては事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。和田勝弘議員。

○和田勝弘議員 きょう初めてこれを聞かせていただくんですけど、落合橋の1号線、これは水産試験場に行く道になるのかな。一軒屋橋から落合橋の125.1メートルというように言ったんです。これは水産試験場へ行く道になるのか、地図がないのでわからへんねんけど。

○田島乾正議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 現在、東川を挟んで府道岬加太港線がございます。その対岸に河川敷ということで人が通行している道路がございます。水産試験場に行く道とは違うんですけども、農協の前にバス停がございますので、そちらのほうに向かう道を通行料がふえたということで町道認定を行うものでございます。

○田島乾正議長 よろしいですか。

○和田勝弘議員 はい、結構です。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております町道路線の認定の件については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

---

○田島乾正議長 日程7、議案第55号、岬町空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例の制定に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、南 康明君。

○南まちづくり戦略室長 日程7、議案第55号、岬町空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例を制定する件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関して、基本理念を定め、町、所有者及び町民の責務を明らかにするとともに、空き家及び空き地に関する施策を総合的に推進し、もって生活環境及び景観の保全、安全で安心な町民生活を確保するため、本条例を制定するものでございます。

この条例を説明する前に、まず本条例を制定する趣旨等につきましてご説明させていただきます。それでは条例の概要をお開きください。近年、管理不全な状態となっている空き家及び空き地等について、防犯、生活環境、景観にかかわる町への相談がふえています。これらの相談については現状に応じて関係部署が所有者等に適正管理を働きかけるなどの対応をしていますが、今後、周辺的生活環境に影響を及ぼすおそれがある管理不全な空き家及び空き地が増加し、周辺の町民の皆様の不安を増加させることが懸念されています。そこで、空き家及び空き地の所有者等の責務を明らかにして、管理不全の空き家及び空き地の適正管理及び有効活用を促すため、本条例を制定するものでございます。

なお、本条例の制定に当たりまして、広く住民の皆様のご意見を反映するためパブリックコメント制度を適用したところ、1件のご意見が寄せられましたので、主な意見について報告をさせていただきます。淡輪地区の新興住宅地に在住の方から次のようなご意見がありました。住宅地が開発されてから50年近くが経過しており、町内は高齢化とともに空き家及び空き地が増加しており、空き家は住む人がいればリフォームして住み続けることができるので、住んでくれる人を呼び込んでくれる政策が必要である。また、自分の自治区には空き家が48戸、空き地が79件あり、空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例の必要性を認めるとのことで、条例施行による効果を期待したいとのことでございます。また、空き家及び空き地の増加による問題点として、自治区は環境美化推進活動として毎年数回空き地の草刈りを行うために地主に連

絡をとって対応しているが、連絡がとれない人が増加している。現在は役場の総務部と住民生活課に相談して、地主から自治会に電話連絡をするように役場から通知を送ってもらっているとのことでございます。なお、このパブリックコメントに寄せられました貴重なご意見につきましては、条例制定の参考意見とさせていただきますと考えております。

それでは岬町空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例の概要を説明させていただきます。議案書及び条例の概要をお開きください。

まず第1条はこの条例の目的を規定しております。岬町における空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関して基本理念を定め、町、所有者等及び町民等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、空き家及び空き地に関する施策を総合的に推進し、もって生活環境及び景観の保全、安全・安心な町民生活の確保、魅力ある住みよいまちづくりの推進に寄与することを目的としております。

次に第2条は、用語の定義を規定しております。第1項第1号の空き家とは、町内に所在する建物その他工作物で、現に利用されていない、またはそれと同様の状態にあるもの及びその建物その他工作物の敷地をいいます。第2号の空き地とは、現に人が使用していない土地、人が使用していても相当の空閑部分を有し、人が使用していない土地と同様の状態にある土地その他町長が適正に管理する必要があると認めた土地であって、原則として農林業用地以外の土地をいいます。第3号の所有者等とは、空き家及び空き地の所有者、管理者または占有者をいいます。第4号の町民等とは、町内に居住する者、町内に通勤し、もしくは通学する者または町内で事業活動を行う法人その他の団体もしくは個人をいいます。

次に第3条は、基本理念を規定しております。町、所有者等及び町民等は、町内に適正に管理されていない空き家及び空き地がふえることにより、生活環境上、景観上、防犯上等の問題が生じ、地域活性化の妨げとならないよう、それぞれの役割を理解しながら連携し、かつ協力して、空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に努めるものとしております。

次に第4条は、当事者間による解決を規定しております。所有者等と当該空き家及び空き地が管理不全な状態にあることにより害をこうむるおそれのある者との間で発生する問題は、当事者間で解決することを基本としております。

次に第5条は、町の責務を規定しております。町は、基本理念に基づき、空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関し必要な施策を総合的に策定し、実施するとともに支援団体その他関係機関と連携し、空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関し、所有者等及び町民に対して意識の啓発を図るものとしております。

次に第6条は、所有者の責務を規定しております。空き家及び空き地の所有者は、その空き家及び空き地の敷地が管理不全の状態にならないように適正に管理をしなければならないものとしております。

次に第7条は、町民等の責務を規定しております。町民等は、基本理念に基づき、町と協働して空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関し、必要な取り組みを実施するとともに管理不全の状態である空き家及び空き地を発見したときは、町にその情報を提供するものとしております。

次に第8条は、実態調査について規定しております。町長は、空き家及び空き地の情報提供があったときや空き家及び空き地の管理が適正に行われていないと認めるときは、その空き家及び空き地の実態調査を行うことができるものとしております。

次に第9条は、立入調査等について規定しております。町長は、この条例の規定の実施に必要な範囲内で、管理不全な状態であると認める空き家及び空き地に職員を調査のため立ち入らせ、所有者等に説明や報告を求めることができるとしております。

次に第10条は助言または指導、第11条は勧告を、第12条は措置命令を、第13条は公表、第14条は代執行を規定しており、第10条から15条までの事務の流れは、空き家及び空き地の所有者に対し空き家及び空き地の適正な管理を求めるとともに、管理不全な状態となっている空き家及び空き地の所有者等に対しては助言または指導を行い、従わない場合は期限を定めて勧告を行い、勧告に従わない場合は措置命令を行うことができるとしています。措置命令後に所有者が命令に従わないときは、氏名等の公表、また最終的には代執行が行えるよう規定しております。

また第15条緊急安全措置といたしましては、危険な状態が切迫している空き家及び空き地について、所有者等がみずから危険な状態を回避できない特別な理由があるときは、あらかじめ所有者等の同意を得た上で必要な最低限度の措置を所有者にかわって行うことができると規定しております。

次に第16条の関係機関との連携の規定につきましては、町長は、空き家及び空き地の管理不全な状態を解消するために必要があると認めるときは、町の区域を管轄する警察署その他関係機関に必要な措置を要請することができるものとしております。

次に第17条の空き家及び空き地の有効活用の規定につきましては、所有者等は、空き家及び空き地を適正管理するとともに、移住、定住による地域の活性化を推進するため、みずから利用する見込みがない空き家及び空き地を第三者への賃貸、譲渡等により有効活用に努めるものとし

ております。また第2項では、町及び町民等は、所有者等と連携し、かつ協力して空き家及び空き地の有効活用に取り組むものとしております。

最後に附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行することとしております。

以上が岬町空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例の概要でございます。本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。竹内邦博君。

○竹内邦博議員 すみません、ちょっと1件だけ。この条例なんですけれども、この南部の9市4町で採用されている市町村はどれぐらいあるか、ちょっと教えてください。

○田島乾正議長 まちづくり戦略室長、南 康明君。

○南まちづくり戦略室長 大阪府内でこの条例を既に施行しておりますのは貝塚市のみでございます。

○田島乾正議長 よろしいでしょうか。

○竹内邦博議員 はい。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 この議案については、実態調査や代執行も含まれる案になっているんですけれども、そういった実態調査また家屋等の撤去や活用にかかわって、国のほうで一定の条件を満たせばもらえるという格好で交付金が設定されているようなんですけれども、この事業を行うに当たってこういった交付金を活用するということを予定されているかどうかということが1点と、それから国のほうでも、この空き家や空き地の対策についてはもう従前から懸案事項ということで対策を考えている動きがありまして、そのことについて現在検討会が進められているところでありまして、その内容がまとまるのが少し先になるようなんです。その検討会の進みぐあいによっては、この内容についても整合性を図っていく必要が出てくるかなという心配があるんですけれども、そのあたりについてお考えをお聞きしておきたいと思っております。

○田島乾正議長 この条例の部分の制定について、中原 晶議員が尋ねているのは国とその整合性

の部分、文言について整合性の部分が出てくる。総務部長、白井保二君。

- 白井総務部長 まず1点目の実態調査、代執行に係る経費に国の交付金制度があるということで、その交付金制度を活用したのかというご質問でございますけれども、交付金制度があることについては承知しておるところなんですけれども、具体的な適用基準、俗に言う補助採択基準等につきまして、もう少し詳細に把握する必要がございます、それらを踏まえた上で、最終的に今後この条例を運用していった場合にこの交付金制度に適応するのかということを確認いたしまして、その状況が見込まれる場合については交付金を活用させていただきたいと考えております。

またもう一点の国の検討会について、まだ結果が出ていないとのことでございまして、今後結果が出てまいりましたら、この条例と再度チェックをさせていただきまして、本町に必要な箇所等の条例が制定する必要箇所がございましたら、それについては一部改正という形でまた改めて議会の皆様方にご提案申し上げて、審議をお願いしたいと考えております。

- 田島乾正議長 よろしいですか。中原 晶君。

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例の制定に関する件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

- 
- 田島乾正議長 日程8、議案第56号、岬町税条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、白井保二君。

- 白井財政改革部長 日程8、議案第56号、岬町税条例の一部を改正する件についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)の施行に伴う地方税法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第173号)が平成25年6月12日に公布され、平成28年1月1日に施行されることに伴い、本条例の所要の改正を行うもので

ございます。

今回の税条例の改正は、公的年金等からの個人町民税の特別徴収制度の改正及び金融・証券税制改正に伴い、関連する条項の所要の改正が主な内容でございます。また、ごらんのとおり改正条項が多岐にわたっておりますので、本議案書とあわせてご送付させていただいております岬町税条例の一部を改正する条例の概要により、その改正内容をご説明いたします。なお、説明に当たりましては主な改正内容ごとに要点のみを説明させていただき、語句の変更や条項のずれに伴う改正箇所などの説明については一部省略させていただきますので、ご了解願いたいと思います。

それでは概要版をごらんください。まず1、公的年金等に係る個人町民税の特別徴収制度の改正に伴う改正をごらんください。(1)といたしまして第47条の2の改正につきましては、年金所得者の納税の便宜や徴収事務の効率化を図る観点から、満65歳以上の公的年金を受給されている方で個人町民税を納税する義務がある方については、公的年金等から個人町民税を引き落とす特別徴収制度が平成21年度から発足しております。この特別徴収の対象となっている年金所得者が賦課期日以後に町外に転出した場合には、特別徴収を停止し普通徴収に切りかえることとされていますが、平成28年10月1日からは、引き続き特別徴収制度を継続する改正を行っております。まず現行制度につきましては、個人町民税の特別徴収義務者である年金支払い者の電算システム上の制約から、賦課期日後に町外に転出した場合には特別徴収を停止し普通徴収に切りかえておりました。今般、日本年金機構を初めとする各年金支払い者の協力により、個人町民税の特別徴収制度の見直しに必要な電算システムの改修を行うことになったことを受けまして、賦課期日後、町外に転出した場合におきましても特別徴収を継続する改正を行うものでございます。

次に(2)第47条の5の改正につきましては、公的年金から年6回に分けて徴収する税額の平準化を図るため、年金所得に係る仮特別徴収税額を前年度の年税額の2分の1に相当する額とする改正を行い、平成28年10月1日から適用することといたしております。公的年金からの個人町民税の特別徴収制度は、資料の中段の表に記載のとおり、年6回の年金支給の際に特別徴収しております。現行制度は、4月、6月及び8月の年金支給の際に徴収される仮徴収額につきましては前年度の10月から翌年3月まで本徴収税額の3分の1を徴収することとされ、10月、12月及び2月の年金支給の際に徴収される本徴収額については年税額から仮徴収額を控除した額の3分の1を徴収することとされております。この現行の制度では、年金支給額や所得控除の適用状況などの変化により、年税額が前年の年税額より大きく変動した場合には本徴収額と仮徴収額に差額が生じる場合があり、翌年度の仮徴収額は前年度の本徴収額とされていることから、

一旦本徴収額と仮徴収額に差が生じた場合は翌年度以降もこの不均衡を平準化することができず、本徴収額と仮徴収額の乖離が続くという課題がございました。こうした課題を解消するため、仮徴収額を前年度分の本徴収税額から前年度分の年税額の2分の1に改正することにより、公的年金から徴収する個人町民税の税額の平準化を図ることができるようになったものでございます。

次に2、金融・証券税制改正に伴う改正をごらんください。まず(1)附則第7条の4の改正につきましては、都道府県、市町村及び特別区に対する寄附金につきましては、基本控除額に特例控除額が加算されることになっております。当該特例控除額が加算されることとなっております。当該特例控除額につきましては上場株式等に係る配当所得、株式譲渡所得等を有する場合、特例が定められており、今回の改正に伴いまして附則第19条の2で上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例が新設されたことを受けまして、この引用する条項の追加を行ったものでございます。

次に附則第16条の3の改正につきましては、特定公社債等の利子について、利子割の課税対象から除外した上、配当割の課税対象とし、その課税方式を源泉分離課税から一律の税率による申告分離課税方式に変更されたことに伴い、所要の規定の整備を行っております。内容といたしましては、平成28年1月1日以後に納税者が支払いを受けるべき一定の特定公社債等の利子等について納税義務者が申告した場合には所得割の課税対象とし、100分の3の税率による分離課税とするものでございます。

裏面をごらんください。次に(3)附則第19条の改正につきましては、株式等に係る譲渡所得等について、一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例と上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に改組し、これら譲渡所得等について一律の税率による申告分離課税方式に変更されたことに伴い、所要の規定の整備を行っております。内容といたしましては、平成28年1月1日以後の一般公社債等の譲渡に係る譲渡所得等については所得割の課税対象とし、100分の3の税率による分離課税とするものでございます。

次に(4)附則第19条の2の改正につきましては、特定公社債等を譲渡した場合における譲渡所得について、非課税対象から除外し、一律の税率による申告分離課税が新設されたことに伴い、新たに規定を設けたものでございます。内容といたしましては、平成28年1月1日以降における源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡所得について、納税義務者が申告した場合には所得割の課税対象とし、100分の3の税率による分離課税とするものでございます。

次に(5)といたしまして関係条項の削除をごらんください。現在、個人町民税に係る譲渡所得等の課税に伴う課税標準の計算方法については、地方税法でその内容を規定し、その取り扱い

細目を町税条例で定めている中、今般の地方税法の一部改正を踏まえまして、税条例で規定すべき内容や必要性を精査したことにより、下記のアからキまでの各条項を削除する改正を行うものでございます。

次に（６）条項の削除に伴う条項の繰り上げをごらんください。さきに（５）でご説明いたしました規定の削除によりまして、附則第２０条の２、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例を附則第２０条に、附則第２０条の４、条例適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例を附則第２０条の２にそれぞれ繰り上げる改正を行っております。

以上が岬町税条例の一部を改正する条例の改正内容でございます。本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町税条例の一部を改正する件については、会議規則第３９条第１項の規定により総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○田島乾正議長 日程９、議案第５７号、延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程９、議案第５７号、延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、関係条例に所要の

改正を行うものでございます。

それでは条例（案）についてご説明させていただきます。議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。なお、本条例につきましては改正内容を同じくする7つの条例をまとめて1つの整備条例としているということもございまして、説明につきましては本議案書とあわせてご送付させていただきます。延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の概要により説明をさせていただきます。

まず条例改正の理由といたしましては、提案理由にもありましたように地方税法の一部改正に伴い、関係条例において規定されております延滞金の割合について改正をするものでございます。次に条例改正の内容につきましては表にまとめさせていただきます。まず第1条、岬町後期高齢者医療に関する条例、第2条、岬町国民健康保険条例及び第3条、岬町介護保険条例の一部改正につきましては、延滞金の割合について地方税法が改正されたことに伴い附則を改正するもので、各年の特例基準割合が7.3%に満たない限り、年14.6%の割合が適用される期間の延滞金の割合については、表の右端にお示しさせていただきます。特例基準割合に7.3%を加算した割合に、また7.3%の割合が適用される期間の延滞金の割合については、当該特例基準割合に1%を加算した割合に改正をするものでございます。

次に第4条、岬町土地改良事業及び耕地災害復旧事業分担金条例及び第5条、岬町土木事業分担金徴収条例の一部改正につきましては、延滞金の割合について、まず本則において現行100円につき1日4銭と定めている割合を年利に換算し、右側の改正後の本則にお示ししておりますが14.6%に改正し、また納付期日の日から1カ月を経過する日までの期間については年7.3%とする旨を新たに追加するとともに、附則において14.6%の割合が適用される期間の延滞金につきましては特例基準割合に7.3%を加算した割合に、また7.3%の割合が適用される期間の延滞金の割合につきましては、特例基準割合に1%を加算した割合とする旨の規定を設けるものでございます。

次に第6条、岬町下水道事業受益者負担金条例及び第7条、岬町漁業集落排水処理施設条例の一部改正につきましては、都市計画法に基づき定めております延滞金の割合について、国からの通知によりまして地方税法の改正に準じて改正をするもので、年14.5%の割合が適用される期間の延滞金の割合につきましては、特例基準割合に7.25%を加算した割合に、また年7.25%の割合が適用される期間の延滞金の割合につきましては、特例基準割合に1%を加算した割合とする旨の附則を新たに規定するものでございます。

裏面をごらんください。特例基準割合についてでございますが、特例基準割合につきましては

現在は前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率、従来の公定歩合に相当する率でございますが、その率に4%を加算した割合としており、これを平成22年から25年の基準割引率は0.3%でございますので、これに4%を加算した4.3%となっております。これを前々年の10月から前年の9月までの国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均として財務大臣が公示する割合に1%を加算した割合に改正をするものでございます。仮に短期貸出約定平均金利の平均が1%と仮定した場合は、これに1%を加算した2%となるものでございます。なお、この条例改正により延滞金の割合については、下水道関係については割合に若干差がありますものの、その考え方については町税と同様となるものでございます。

次に附則といたしまして、施行期日につきましては平成26年1月1日から施行するものでございます。また、経過措置といたしまして、それぞれの条例において改正後の附則で定めている延滞金の割合の特例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものとする規定を設けておるところでございます。

以上が延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の概要でございます。本件は厚生委員会及び事業委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

---

○田島乾正議長 日程10、議案第58号、岬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。危機管理監、谷下泰久君。

○谷下危機管理監 日程10、議案第58号、岬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する件についてご説明させていただきます。

岬町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。提案理由といたしましては、消防団の適正な団員数の確保を図るため、本条例に所要の改正を行うものであります。

それでは裏面をご参照願います。あわせて新旧対照表もご参照願います。岬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。第3条第1号中「居住」の次に「又は勤務」を加え、第6条第2項第2号中「転住し」の次に「、又は勤務し」を加えるものであります。

また附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上が一部改正の内容でございます。なお、本件は総務文教に付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。日程11、議案第59号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件

及び日程12、議案第60号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件の2件を一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって日程11、議案第59号及び日程12、議案第60号の2件を一括議題とすることに決定しました。

本2件について提案理由の説明を求めます。岬町長、田代 堯君。

○田代町長 日程11、議案第59号及び日程12、議案第60号を一括してご説明申し上げます。まず初めに日程11、議案第59号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件についてご説明申し上げます。

岬町教育委員会委員の宮川益和氏は平成25年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同氏の住所は大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1910番地の6、生年月日は昭和29年11月26日です。経歴等につきましては議案書裏面をご参照いただきたいと思います。ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして日程12、議案第60号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件についてご説明申し上げます。

岬町教育委員会委員、江下勝子氏は平成25年9月30日をもって任期満了となりますので、後任の委員に中口敦子氏を選任することについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同氏の住所は大阪府泉南郡岬町深日3175番地の13、生年月日は昭和49年11月17日です。経歴等につきましては議案書裏面をご参照いただきたいと思います。中口敦子氏は小学生と中学生のお子さんを育てておられる保護者で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第4項の委員の任命に当たっては、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないという規定に該当する方です。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本2件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 教育委員の構成について確認をさせていただきたいと思えます。構成の内訳といひますか、先ほど提案理由の説明におきまして保護者が含まなければならないということをお聞きしたところでありまされども、それ以外に各地域といひますか小学校区といひますか、そ

ういったことも要素に含まれていたかなと思うんですが、改めてこの機会にそういった内訳の要素を確認をさせていただきたいと思います。

○田島乾正議長 教育次長、古谷 清君。

○古谷教育次長 各小学校区ありますんで、そういう地域性についてのご質問かなと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の教育委員会委員の任命に関する規定の概略を紹介させていただきますと、委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を要する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するという規定になっております。なお、この任命に当たりましては委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないという規定になっておるところでございます。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今ご説明いただいて確認をさせていただいたんですが、地域の実情に応じた運用ということで、これまでいろいろ努力も図ってこられたところかなと思うんですけども、その点についてもう少しお聞かせいただきたいんですが、岬町といっても広いですので、その地域ごとの代表といたら変なんですけれど、そういった運用も心がけてこられたのかなと、ちょっと私自身記憶が曖昧なところがありますので、その辺でこれまでとの違いがないのかどうか、地域性に基づく運用といいますか選出ということについて、これまでと変わらないのかどうか確認をしたいと思います。

○田島乾正議長 岬町長、田代 堯君。

○田代町長 議員ご指摘のとおり、今まで従来と全く考え方には変わりございません。ただ今回については、本来は江下さんも頑張っていたいただきましたので再任ということも考えておりましたんですが、やはり保護者が含まれなきゃならないという規定がございますので、今回あえて後任という形でご同意を賜る案件でございますので、特に少子化の中で深日、多奈川については子どもさんが減っております。しかし、そんな中でもやはり地域の方にしっかりと教育行政を行っていただきたいという意味から、現在のケースについても、また内容についても変わっておりません。

○田島乾正議長 よろしいですか。

○中原 晶議員 はい。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本2件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思  
います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより議案第59号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件を起立により採決  
します。本件はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致であります。よって議案第59号は、これに同意することに決定し  
ました。

次に議案第60号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件を起立により採決しま  
す。本件はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致であります。よって議案第60号は、これに同意することに決定し  
ました。

---

○田島乾正議長 日程13、平成24年度成果報告・決算に関する説明及び日程14、議案第61  
号、平成24年度岬町一般会計決算認定の件から日程26、議案第73号、平成24年度阪南岬  
消防組合打切決算認定の件までの13件を一括議題にしたいと思ます。これにご異議ございま  
せんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって日程13、平成24年度成果報告・決算に関する説  
明及び日程14、議案第61号、平成24年度岬町一般会計決算認定の件から日程26、議案第  
73号、平成24年度阪南岬消防組合打切決算認定の件までの13件は一括議題にすることに決  
定しました。

これより平成24年度の成果報告・決算に関する説明を求めます。成果報告について岬町長、  
田代 堯君。

○田代町長 日程13、平成24年度成果報告・決算に関する説明を行います。そして日程14、  
議案第61号、平成24年度岬町一般会計決算認定の件から日程26、議案第73号、平成24  
年度阪南岬消防組合打切決算認定の件につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営

企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をいただきたく、一括提案を申し上げます。

なお、平成24年度各会計の決算書及び関係資料並びに岬町監査委員から提出されました決算審査意見書をあらかじめ配付いたしております。主要施策の成果につきまして、主要施策成果説明書をもとに、新たな事業や充実させて取り組んだ事業を中心として、各概要等についてご説明させていただきます。

我が国の景気の動向につきましては、日本再生を目指すアベノミクス構想や日本銀行による異次元の金融緩和の実施により、円安・株高に転じたため、輸出関連産業を中心とした企業業績の回復に加え、消費者マインドも回復傾向にあり、景気は持ち直しつつあります。しかし、こうした景気の回復傾向については、企業の業績回復が十分に給与に反映されていないという意見もあるなど、景気回復の実感は一部にとどまっているように思われます。

こうした中、本町の財政は、地価の下落等に伴う町税収入の減少に加えて人件費や公債費を中心とする義務的経費の増加が財政を圧迫しており、厳しい財政運営が続いております。このように本町を取り巻く環境は依然として厳しい状況ですが、本町が持つ魅力を高めていくこと、そしてまちを活性化させること、本町への定住者を確保することで、まち・地域の再生ができるものと確信しております。

私は岬町の魅力、すなわち、まちの価値を高めていくためには、企業誘致と観光に力を注ぐことが重要と考えております。その背景には、本町が大阪府内で2番目に高齢化率が高く、少子高齢化が進展している中、雇用の場を拡大すること、交流人口の増加が定住者の確保につながる等等を考えております。

現在、平成27年度の開通に向けて整備が進められている第二阪和国道の完成により本町へのアクセスは大幅に改善され、企業誘致競争にさらに有利な状況になります。一方、通過道路になってしまう懸念もございますので、観光振興によって岬町を通過することなく立ち寄ってもらえる特色ある施策が重要となります。

さて、企業誘致につきましては、関西国際空港2期事業土砂採取跡地に整備されたいきいきパークみさきへの進出事業者が決定し、一定の成果を見たことから、残る関西電力多奈川発電所跡地への企業誘致については、関西電力を初めとした関係機関と連携を図り、新たな雇用の創出に向けた取り組みを進めてまいります。

また、第二阪和国道が通過道路とならないように、観光交流施策の充実に向け対策を講じてまいります。具体的には、岬町観光協会の設立、（仮称）道の駅みさきの整備及び深日港を中心としたみなとオアシスみさきなどの取り組みを進めているところでございます。特に淡輪ランプ付

近に整備する（仮称）道の駅みさきは、全国的にも数少ない海に通じる道の駅として、またみなとオアシス構想とあわせて町内各地域の観光スポットへ来訪者を誘導し、関空から南回りの大阪湾環状ルートの構築につながるハブ機能を有する道の駅の中核施設として、岬町の地域活性化につなげてまいります。

加えて、より多くの人たちに本町に訪れていただくためには、まちの魅力を発信していくことも重要でありますので、その一環として岬町マスコットキャラクターのみさっきーとみさきーちゃんを活用して、まちへの愛着づくりと交流人口の増加に向けた情報発信を行っております。

さて、私は平成21年10月に町長に就任して以来、温かみのある町政を進めること、徹底してまちの行財政を立て直すこと、岬町に生まれてよかった、岬町に移り住んでよかった、これからも住み続けたいまちを創造することを基本理念として、岬町が元気になるために職員ともども一丸となって町政運営を進めてまいりました。

行財政改革の基本方針を定めた第2次集中改革プランの2年目となる平成24年度の一般会計決算は、私が率先して職員と一丸となって懸案事項の解決に取り組む方向を示し、組織力を駆使して全力で行財政改革に取り組んだことにより、実質収支8,600万円と平成23年度に引き続き黒字決算とすることができました。

また、これまでの改革の成果として、私が就任した平成21年度当時と比較すると、町債残高は約16億円減少させることができました。さらに財政調整基金等の基金残高については4億3,000万円増加させることができました。詳しい収支状況は後ほど副町長から報告いたしますが、平成24年度の本町の財政状況については着実に改革の成果があらわれてきております。

今後とも住民の皆様の信託に応えつつ、行財政改革を推進することで第4次総合計画の基本目標である豊かな自然、心かよう温もりのまち“みさき”を目指す総合計画の実現に向けて取り組むとともに、今後の経済の動向に即応した機動的・弾力的な町政運営に努めてまいります。

それでは、平成24年度に実施いたしました施策の概要について、新規事業や拡充した事業を中心に、第4次岬町総合計画の6つの基本政策に沿って説明申し上げます。

まず基本政策1、みんなで進めるまちづくりでございます。この分野においては、宝くじを財源としたコミュニティ助成事業や人権相談事業の推進、岬ゆめ・みらい寄附金を活用したビーチバレーなどの地域活性化活動への補助金の交付のほか、新規事業といたしまして男女共同参画推進事業及び広域福祉共同処理準備事業に取り組みました。特に新規事業としては、男女共同参画推進事業では男女共同参画社会の形成に向けた基本理念及び方向性を明らかにした岬町男女共同参画条例及びこの条例に基づく第2次岬町男女共同参画プランを策定いたしました。

大阪府からの権限移譲された事務の一つである広域福祉共同処理準備事業につきましては、社会福祉法人の設立・認可や指定居宅サービス事業者の指定など専門性の高い10事務について効率化を図るため、平成25年度から泉佐野市以南の3市3町で構成する広域福祉課における共同処理事務への準備を行いました。また、拡充事業として議会活動報告の充実に取り組み、広報紙岬だよりでの議会活動などの報告に係る紙面の充実を図りました。

次に基本政策2、一人ひとりの子どもが、親が輝き、文化を育むまちづくりでございます。この分野においては、子育てがしやすい環境を整備し、地域の住民が連携して協働による総合的な子育て支援策の充実に向けて、子育て支援センターでの一時預かり事業や各小学校での放課後健全育成事業等を実施いたしました。特に新規事業及び拡充した事業としては、放課後健全育成整備事業（学童保育事業）では保護者等の就労形態の多様化や子どもの安全確保等の観点から、安心して仕事と子育ての両立ができる環境を整備することが重要であると考え、平成25年度から学童保育の対象学年をこれまでの小学3年生までから小学6年生まで拡充する方針を決定し、平成24年度に必要な施設整備を行いました。

また、各小学校区のコミュニティのきずなを大切に維持し、高齢者も若者も交流、協力し合う地域の力による子育ての推進を図るため、多奈川保育所の機能を多奈川小学校に移し、保育内容を充実させるとともに、地域世代間交流事業といたしまして保育所や子育て支援センターに交流を行うための備品整備を行いました。乳幼児医療助成事業では入院助成の対象年齢を現行の就学前から小学校卒業年度末まで引き上げや所得制限の撤廃を行い、母子保健事業では妊婦検診など公費助成の検査項目に超音波検査を追加するなど、事業内容の拡充を図りました。この他にも、子どもたちが安心して安全に教育を受けることができる環境を整備するため、深日小学校及び多奈川小学校の普通教室棟の耐震補強実施設計や多奈川小学校の屋上外壁の改修に係る実施設計を行うとともに、老朽化した各小学校のトイレの改修を行いました。

次に基本政策3、誰もが元気でいきいきと暮らせるまちづくりでございます。この分野においては、地域における参加型サロンや見守り支え合い活動を支援する小地域ネットワーク活動補助事業や障害福祉サービスの実施、健康ふれあいセンターの運営に取り組んだほか、予防接種事業の内容を拡充するとともに、新規事業としてがん検診推進事業や高齢者の健康増進事業に取り組みました。特に新規事業及び拡充した事業として、感染症発生の予防・蔓延を図るため予防接種事業の内容を拡充し、以前からのインフルエンザ予防接種経費の助成に加え、新たに副作用の低い不活性ポリオワクチン接種への切りかえを行いました。

また、がん検診推進事業では、がんの早期発見・早期治療のために特定年齢者を対象に無料ク

一ポンを配布し、従前から実施する子宮がん、乳がん検診に加え、平成23年度補正予算で計上した大腸がん検診を継続して実施することにより、受診の促進に努めました。さらに地域の高齢者に元気に過ごしていただくため、高齢者健康増進事業を実施し、高齢者の健康増進や仲間づくりを支援するための運動用具としてノルディックウォーク用具の整備を行いました。

次に基本政策4、新たな活力の創造と心うるおう観光まちづくりでございます。この分野においては、就職困難者に対する相談事業やあっせんにより就労を支援する地域就労支援事業や緊急雇用創出事業のほか、新規事業として観光交流・スポーツツーリズムの研究事業、マスコットキャラクター製作事業、（仮称）道の駅みさき整備事業に取り組みました。特に新規事業及び拡充した事業として、失業者や未就職卒業者の雇用確保を目的として実施している緊急雇用創出事業では、これまでの雇用確保の観点に次の就業機会につながる人材育成の観点を加えることにより事業内容を拡充いたしました。

次に観光交流・スポーツツーリズム研究事業として、大阪府立大学との包括連携により、新しい観光交流のあり方やマリンスポーツやビーチスポーツを核としたスポーツツーリズムの構築に向けた取り組みを行いました。また、第二阪和国道の整備を契機として、町内の観光施設等を活用した地域の活性化を図るため、（仮称）道の駅みさき整備事業に取り組み、道の駅の基本設計業務に着手いたしました。さらに、岬町の魅力をまちの内外に発信し、まちのイメージアップや観光振興を図るため、マスコットキャラクター製作事業に取り組みました。

次に基本政策5、豊かな自然の中で安心して暮らせるまちづくりでございます。この分野においては、ごみ処理施設やし尿処理施設、分別収集したペットボトルやプラスチックごみの再資源化を行うリサイクル施設の運営や平成25年度からの消防広域化に向けて取り組みました。特に新規事業及び拡充した事業として、本町におきましては、家庭から排出されるごみの収集量の減少傾向を踏まえ、引き続き家庭ごみの無料収集を継続するとともに、ごみの資源化を図るための分別収集を行うことで生活環境や衛生保全に努めてまいりました。

また消防広域化準備経費といたしまして、平成24年11月に泉佐野市以南の3市3町で構成する泉州南消防組合が設立され、消防の広域化によるさらなる安全・安心のまちづくりを推進しました。

次に基本政策6、安全で快適な暮らしを守るまちづくりについてであります。この分野においては、町道岬海岸番川線など道路整備や老朽化した緑ヶ丘住宅の建てかえに向けて取り組むとともに、外灯管理事業の内容の拡充、深日港活性化イベント事業の実施、多奈川地区での避難道路整備に取り組みました。特に新規事業及び拡充した事業として、町道岬海岸番川線整備事業では、

国の補助金を活用して年次計画に基づき整備を進めており、平成24年度は法面の安全対策及び拡幅整備を実施し、計画した事業を完了いたしました。

公営住宅建設事業では、町営緑ヶ丘住宅の建てかえを民間企業のノウハウを生かすためPFI方式により実施することに決定したことを受け、PFI実施事業者の選定業務等を行いました。

第二阪和国道については、平成27年度までの完成を目指し、淡輪ランプから和歌山県境までの用地買収について、国からの受託事業により早期延伸に向けた取り組みを進めてまいりました。

地域の安全安心な対策として必要な外灯管理事業につきましては、新規設置するものを省エネ型のLEDタイプに切りかえるなど、光熱費の削減、環境への配慮を行いました。

また、かつて南大阪地域と四国、淡路島を結ぶ交通の要衝としてにぎわいを見せた深日港の活性化と深日港の持つ魅力と役割を多くの方々に知っていただくため、深日港活性化イベント事業を実施いたしました。さらに、東日本大震災の教訓など今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震等による津波などの災害対策として、多奈川港地区におきましては避難道路の整備を行いました。

以上、平成24年度における主要施策につきまして、新規事業や拡充事業を中心に各概要についてご説明を申し上げます。これらの成果は、議員各位並びに住民の皆様方の多大なるご支援とご協力によるものと深く感謝するものでございます。各会計の収支状況につきましては、後ほど副町長から説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

続きまして阪南岬消防組合一般会計歳入歳出打切決算についてご説明申し上げます。これは、平成25年3月31日をもって阪南岬消防組合を解散したことにより、当該組合の会計処理につきましても同日をもって打ち切られたものでございます。阪南岬消防組合は、広域化による消防体制の充実強化を目指し、阪南市及び岬町を管轄区域として平成12年度にスタートいたしました。その後、平成18年6月の消防組織法の改正により、さらなる広域化による消防体制の充実強化が打ち出されたことに伴い、泉佐野市以南の3市3町による一部事務組合の設立を目指し、消防広域化の取り組みを進めてまいりました。

そして、新たに平成24年11月から泉州南消防組合が設立され、平成25年4月1日から消防予防を開始したことに伴い、平成25年3月31日をもって阪南岬消防組合が解散し、新組合である泉州南消防組合に引き継がれることとなりました。以上でございます。

次に、各会計の収支状況につきましては、副町長から説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○田島乾正議長 決算に関する説明について、副町長、中口守可君。

○中口副町長 それでは各会計ごとの全般的な決算の概要についてご説明いたします。

決算書とともに送付いたしております平成24年度決算説明資料の1ページをごらんください。まず会計別決算の状況でございます。

一般会計につきましては、歳入決算額は69億8,912万9,000円、歳出決算額は69億13万円、歳入歳出決算差引額8,899万9,000円となっており、翌年度に繰り越すべき財源321万8,000円を差し引いた結果、8,578万1,000円の黒字決算となっております。

住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入決算額は357万9,000円、歳出決算額は1,081万2,000円となっており、歳入歳出決算差引額723万3,000円の歳入不足額につきましては、翌年度歳入繰上充用金で補っております。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額は26億9,387万3,000円、歳出決算額は26億6,792万2,000円となっており、歳入歳出決算差引額2,595万1,000円の黒字決算となっております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額は2億4,302万2,000円、歳出決算額は2億3,695万9,000円となっており、歳入歳出決算差引額606万3,000円の黒字決算となっております。

下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は5億5,285万7,000円となっております。

漁業集落排水事業特別会計につきましても、歳入歳出とも決算額は1,168万3,000円となっております。

介護保険特別会計（保険事業勘定）につきましては、歳入決算額は16億6,154万2,000円、歳出決算額は15億9,939万6,000円となっており、歳入歳出決算差引額6,214万6,000円の黒字決算となっております。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）につきましては、歳入決算額は1,662万9,000円、歳出決算額は1,286万円となっており、歳入歳出決算差引額376万9,000円の黒字決算となっております。

淡輪財産区特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は933万円となっております。

深日財産区特別会計につきましては、歳入決算額は5,643万4,000円、歳出決算額は2,566万2,000円となっており、歳入歳出決算差引額3,077万2,000円の黒字決算となっております。

多奈川財産区特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は8,629万6,000円となっております。

続いて、企業会計の決算状況でございます。

水道事業会計につきましては、収益的収入額は5億761万4,000円、収益的支出額は5億656万1,000円となっており、収益的収入から収益的支出を差し引いた105万3,000円が単年度純利益となっております。前年度繰越欠損金が981万4,000円となっておりますので、平成24年度未処理欠損金は876万1,000円でございます。また、資本的収入額は690万4,000円、資本的支出額は1億9,053万6,000円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億8,363万2,000円は、過年度損益勘定留保資金で補填したところでございます。

次に2ページをごらんください。普通会計財政収支の状況でございます。

普通会計は、地方財政に関する各種統計等に用いられる会計でございます。一般会計に公益事業会計を除く各種の特別会計を合算いたしまして、重複額や借換債を控除して算出されるものでございます。本町におきましては、普通会計の範囲は一般会計に住宅新築資金等貸付事業特別会計を加えたものとなっております。

平成24年度普通会計の歳入総額は66億1,433万5,000円、歳出総額は65億3,256万9,000円となっており、歳入総額から歳出総額を差し引き、さらに翌年度に繰り越すべき財源4,404万4,000円を差し引いた実質収支は3,772万2,000円の黒字決算となっております。

普通会計決算の歳入歳出の特徴につきましてご説明いたします。さきに町長から説明ありましたように、改革プランの2年目となります平成24年度決算は、引き続き黒字を確保することができました。また、財政構造につきましても、経常収支比率、実質公債費比率とも依然として高い水準にあるもののいずれも改善の傾向にあり、これらの改革の取り組みの成果が着実にあらわれてきております。しかし、超過課税等の臨時的な財源措置を除いた場合においては、安定的な財政運営に支障が生じるという厳しい財政状況となっております。こうした環境のもとにおきましても、国の経済対策に連動しつつ持続可能なまちづくりを目指して本町を次の世代に引き継ぐことを念頭に改革に取り組んでまいりました。

まず、歳入決算におきまして地価の下落や金融危機以降の厳しい経済環境が続く中、町税が対前年度比1億167万2,000円、地方交付税が対前年度比3,077万6,000円といずれも減少した一方、財政調整基金繰入金などの繰入金が対前年度比1億4,544万9,000

円、退職手当の分割支給制度に伴う繰越金が対前年度比9,643万6,000円といずれも増加しております。また、関西国際空港2期工事に係る土砂採取跡地整備事業であります多奈川地区多目的公園への進出企業からの土地貸付収入に加えて、町営緑ヶ丘住宅のPFI事業による建てかえ事業に伴う社会資本整備総合交付金、避難施設であります町民体育館の耐震化や老朽化対策に伴う社会資本整備総合交付金やスポーツ振興くじ助成金などにより、繰り入れの確保を図ることができました。

一方、歳出決算におきましては、町税過誤納償還金などの補助費等が対前年度比1億5,130万6,000円、高齢化の進展などに伴う介護保険や後期高齢者医療会計などへの繰出金が対前年度比5,750万6,000円といずれも増加したものの、土砂採取跡地整備事業の減少に加えて、多奈川小学校への多奈川保育所併設事業が前年度に終了した影響などにより、普通建設事業費が対前年度比1億5,986万8,000円、積立金も対前年度比1億3,138万1,000円といずれも減少したことで、全体で減少しております。また、職員給与費は給与制度の適正化の取り組みなどにより減少し、公債費につきましても近年の起債発行の抑制により対前年度比5,191万9,000円と減少しております。なお、決算剰余金につきましては、今後の財政運営に資するために、財政調整基金等への積み立てを実施いたしました。

あわせて、かねてからの懸案でありました都市公園区域の一部変更により、平成20年度から新たに固定資産税を課税することになったことに伴う南海電鉄株式会社との訴訟につきましては、本町が決定した固定資産評価額の約82%が認められた内容で解決を見ることができました。この結果、平成20年度以降の固定資産税額と平成19年度以前の都市公園使用料とを比較すると、固定資産税額が多くなる判決となっております。

これまでの改革に伴い、田代町長が新たに町政にかかわることになりました平成21年度当時と比較しますと、普通会計ベースでの町債残高は平成21年度末に約94億9,000万円あったものが、平成24年度末には約78億9,000万円となり、16億円減少いたしております。一方、普通会計ベースでの財政調整基金などの基金残高は、平成21年度末で約8億9,000万円あったものが、平成24年度末には約13億2,000万円となり4億3,000万円増加しております。このように財政を取り巻く環境は改善の兆しが見られるものの依然として義務的経費を中心に本町の財政を大きく圧迫している状況ではありますが、人口の減少が見込まれる将来世代に対して負担を先送りすることなく、将来的な生活基盤の整備に対して一定の強化を図ることができたと考えております。

続いて3ページをごらんください。財政構造の弾力性を示す重要な指標の一つである経常収支

比率につきましてご説明いたします。

歳入経常一般財源は、景気の減速や地価の下落などにより町税が大きく減少したことに加えまして、地方交付税も減少したことなどにより、全体で前年度から減少しております。一方、経常経費充当一般財源は、施設の老朽化に伴う維持補修費や消防組合負担金などの補助費等が増加したものの、特別会計への繰出金や公債費に加えまして、行財政改革の取り組み等に伴い物件費がいずれも減少したことで、全体で前年度から減少しております。この結果、歳入経常一般財源の減少幅以上に経常経費充当一般財源が減少したことで、経常収支比率は対前年度比0.1ポイント減少の96.0%と改善されましたが、同様に依然として高い水準で推移いたしております。

次に地方債現在高につきまして、普通会計における平成24年度末現在高は、臨時財政対策債などの新規地方債の発行がありましたものの、それを上回る元金の償還を行ったために対前年度比5億1,669万3,000円減少しまして、78億9,096万3,000円となっております。また、特別会計を加えた平成24年度末現在高は147億270万7,000円で、前年度から8億1,192万9,000円減少しております。地方債現在高は減少傾向にあります。

続きまして基金につきまして、一般会計所管の平成24年度末現在高は13億1,558万9,000円ということになっております。前年度から6,060万1,000円の減少となっております。主な要因といたしまして、先ほどご説明いたしました固定資産評価額に係る訴訟の結審に伴う必要な経費を、財政調整基金から1億4,497万3,000円を取り崩しにより対応したものでございます。また、特別会計所管の基金を加えた平成24年度末現在高は22億645万2,000円で、前年度から9,402万7,000円増加しております。基金現在高は増加傾向にございます。

最後に健全化判断比率等の状況でございますが、平成24年度決算に基づく実質公債費比率、3カ年平均でございますが、19.9%、将来負担比率につきましては147.6%となっており、いずれも改善傾向にあるものの、やはり依然として高い水準となっております。なお、一般会計等を対象とした実質赤字比率、全会計を対象とした連結実質赤字比率、水道事業・下水道事業・漁業集落排水事業などの公益企業などに算定する資金不足比率につきましては、いずれも生じておりません。

このように普通会計の決算におきましては、固定資産評価額に係る訴訟の結審に伴う一時的な財政負担につきましては、財政調整基金の取り崩しにより臨時的な対応を行いつつ、本年度も前年度に引き続き黒字を確保することができました。これは固定資産税の超過課税の効果やこれまでの改革の取り組みに対する効果が着実にあらわれてきた結果でございます。しかし先ほど申し

上げましたように、財政を取り巻く環境は、国の経済政策の効果等により改善の兆しが見られるものの、依然として厳しい状況であることには変わりございません。

平成23年度から、豊かな自然、心かよう温もりのまち“みさき”の実現を目指して第4次総合計画が既にスタートしております。このような状況ではございますが、今後も自立できる行財政運営を目指しまして、より一層の行財政改革を積極的に推進することで総合計画の基本目標の実現に向けて努めてまいりたいと考えております。以上が平成24年度の各会計の概要でございます。

続きまして、平成24年度阪南岬消防組合打切決算認定の件につきましてご説明申し上げます。

平成25年3月31日をもちまして阪南岬消防組合が解散したことに伴いまして、地方自治法第292条により同法施行令第5条第5項の規定を準用し、解散日をもって打ち切られた決算につきましては、旧構成団体の議会で決算認定を行うこととなっております。

平成24年度の阪南岬消防組合の歳入決算額は11億2,412万2,000円、歳出決算額は9億7,616万7,000円、歳入歳出決算差引額1億4,795万5,000円は事務の承継により、一旦、新消防組合の泉州南消防組合に承継され、その後、平成25年度に構成団体の阪南市と岬町との間で精算を予定するものでございます。

説明は以上でございます。なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上認定いただけますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本13議案については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。和田勝弘君。

○和田勝弘議員 質問。ちょっとすみません、水道の件でちょっと。私は事業委員でないので、大綱的に質問させていただきます。

間違っていれば許していただきたいと思うんですが、304ページの主な契約の要旨ですか、ここで岬町上下水道料金徴収と委託業務ってあるんですが、私の記憶では最初は20年ごろには1,600万円ぐらいと思ったんですが、ちょっと確認しますが、この件については水すいセンターの委託でございますか。その点お聞きします。

○田島乾正議長 都市整備部水道事業理事、岡本 茂君。

○岡本水道事業理事 この304ページにあります岬町上下水道徴収事務委託金につきましては、議員ご指摘のとおり水すいセンターの委託料でございます。

○田島乾正議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 それでは大綱的ということでございますので、2点ほどちょっと聞かせていただきます。

現在、年間2,400万円で委託しているんですが、私は2,400万円も出してするのであれば職員で賄うほうが財政的にはいいのではないかと思うんですが、それじゃなくして、いや、水すいセンターで委託するのがよいという何かがあればお聞かせいただけますか。

○田島乾正議長 都市整備部水道事業理事、岡本 茂君。

○岡本水道事業理事 この分につきまして徴収率は、現年度、過年度とも現時点におきましては上がっており、この委託で徴収率は非常に上がっており、成果が見られるということで、現時点におきましては水すいセンターの委託がいいと考えております。

○田島乾正議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 もう1点だけ。よいという返事でございますので結構ですが、私は今も言ったように委託でなしにやっぱり行政するのがよいのではないかと思うので、この委託業務はいつごろまでされるのか、そういう計画はいつまでとなっているのか、その点だけ聞かせていただけますか。

○田島乾正議長 都市整備部水道事業理事、岡本 茂君。

○岡本水道事業理事 今回の契約につきましては3カ年でありまして、25年度末までということで、今年度再度プロポーザル等で更新をしていきたいと業者を選定していきたいと考えております。

25年度、ということは26年3月31日をもってということでございます。

○和田勝弘議員 結構です。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております日程14、議案第61号、平成24年度岬町一般会計決算認定の件から日程26、議案第73号、平成24年度阪南岬消防組合打切決算認定の件までの13件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本13件については、総務文教、厚生、事業委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。時間がもうお昼を過ぎているんですけども、残された日程8件、諮問4件、報告4件がございますが、このまま続行審議したいと思います。続行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○田島乾正議長 続行というご意見がございましたので、それでは審議を続行いたしたいと思います。

お諮りします。日程27、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件から日程30、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件までの4件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって日程27、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件から日程30、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件までの4件は、一括議題にすることに決定しました。

本件について提案理由の説明を求めます。岬町長、田代 堯君。

○田代町長 諮問第1号から第4号の4件について、一括説明をさせていただきます。

日程27、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件でございます。提案理由といたしまして、人権擁護委員、四至本郁子氏は平成26年3月31日をもって任期満了となりますので、同氏を人権擁護委員の候補者として再推薦したく人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所は岬町淡輪1223番地、氏名は四至本郁子、生年月日は昭和16年10月7日でございます。学歴及び経歴につきましては裏面に記載していますので、よろしく願いいたします。

次に日程28、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件でございます。提案理由といたしまして、人権擁護委員、高木 勇氏は平成26年3月31日をもって任期満了となりますので、同氏を人権擁護委員の候補者として再推薦したく人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所は岬町深日1360番地、氏名は高木 勇、生年月日は昭和16年7月23日でございます。学歴及び経歴につきましては裏面に記載していますので、よろしく願いいたします。

日程29、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件でございます。提

案理由といたしまして、人権擁護委員、高野秀美氏は平成26年3月31日をもって任期満了となりますので、同氏の後任として松本稔美氏を人権擁護委員の候補者として推薦したく人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所は岬町深日865番地の5、氏名は松本稔美、生年月日は昭和21年7月8日でございます。学歴及び経歴につきましては裏面に記載しておりますので、よろしく願いいたします。

最後に日程30、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件でございます。提案理由といたしまして、人権擁護委員、小畑信行氏は平成26年3月31日をもって任期満了となりますので、同氏を人権擁護委員の候補者として再推薦したく人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所は岬町多奈川谷川1608番地の2、氏名は小畑信行、生年月日は昭和33年1月25日でございます。学歴及び経歴につきましては裏面に記載しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、人権擁護委員候補者4名の推薦についてご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本4件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本4件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件を起立により採決します。本件はこれに適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致であります。よって諮問第1号は、これを適任とすることに決定しました。

次に諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件を起立により採決します。本件はこれを適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致であります。よって諮問第2号は、これを適任とすることに決定しました。

次に諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件を起立により採決します。本件はこれを適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致であります。よって諮問第3号は、これを適任とすることに決定しました。

次に諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件を起立により採決します。本件はこれを適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致であります。よって諮問第4号は、これを適任とすることに決定しました。

---

○田島乾正議長 お諮りします。日程31、報告第2号、平成24年度岬町健全化判断比率報告の件から日程34、報告第5号、平成24年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件までの4件を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって日程31、報告第2号から日程34、報告第5号までの4件を一括議題にすることに決定しました。

本4件について報告を求めます。報告第2号について財政改革部長、白井保二君。

○白井財政改革部長 日程31、報告第2号、平成24年度岬町健全化判断比率報告の件につきましてご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告を行うものでございます。この地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、財政の健全性に関する比率の公表の制度を設けるなど、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として、平成19年度に成立した法律でございます。また、この法律の特色といたしましては、普通会計だけではなく公営企業や公社、第三セクター等までを対象とすること、単年度フローだけではなくストック面にも配慮した財政状況の判断指数を導入すること、また財政悪化を可能な限り早い段階で把握し、財政状況の改善に着手すること、そして公営企業についても財政の健全化、再生の仕組みと

は別に企業ごとに財政資料の公表と経営健全化のための制度が設けられるなどの特色をもっているところがございます。

それでは平成24年度決算における各比率の資料につきまして報告させていただきます。まず一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合である実質赤字比率は生じておりません。なお、実質赤字比率の早期健全化基準は15%となっております。

次に、連結実質赤字比率は全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合をいいます。連結実質赤字比率は生じておりません。なお、連結実質赤字比率の早期健全化基準は20%となっております。

続いて、実質公債費比率は一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合をいいます。平成24年度におきましては実質公債費比率が19.9%となっており、前年度の21.0%から1.1%減少しております。なお、実質公債費比率の早期健全化基準は25%となっております。

最後に、将来負担比率は一般会計等の将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合をいいます。前の3つの指標はある一定の期間で把握するフロー指標であるのに対して、この将来負担比率はある時点で把握するストック指標となっております。平成24年度におきましては147.6%となっており、前年度の157.4%から9.8%減少しております。なお、将来負担比率の早期健全化基準は350%となっております。

また、監査委員から付された審査意見書におきましては、各比率とも早期健全化基準を下回っているものの今後も引き続き健全な財政運営に努められたいとされております。なお、各比率の積算となる基礎数値は決算書及び地方財政状況調査（決算統計）などをもとにしておりますが、地方財政状況調査につきましては現在大阪府を通じまして総務省へ提出され、国のほうで検収を受けているところがございます。もし国などから修正等の指示があり、今回報告させていただきました各比率に変更が生じる場合がございます、改めて報告させていただきますのでよろしく願いいたします。

報告内容につきましては以上でございます。

○田島乾正議長 報告第3号及び報告第4号について都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程32、報告第3号、平成24年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率報告の件につきましてご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告を行うものでございます。岬町下水道事業特別会計におきまして平成24年度での資金不足は生じており

ません。なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合をいいまして、経営健全化基準は20%となっております。報告3号は以上でございます。

続きまして、日程33、報告第4号、平成24年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率報告の件につきましてご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告を行うものでございます。岬町漁業集落排水事業特別会計におきましては、平成24年度での資金不足は生じておりません。なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合をいいまして、経営健全化基準は20%となっております。報告第4号は以上でございます。

○田島乾正議長 報告第5号について都市整備部水道事業理事、岡本 茂君。

○岡本水道事業理事 日程34、報告第5号、平成24年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件につきましてご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告を行うものでございます。岬町水道事業会計におきましては、平成24年度の資金の不足は生じておりません。なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合をいい、経営健全化基準は20%となっております。報告第5号は以上でございます。

○田島乾正議長 これより本4件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって、平成24年度岬町健全化判断比率報告の件から平成24年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件までの4件の報告を終わります。

---

○田島乾正議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員には、委員会付託分の審議についてよろしくお願ひします。

なお、次の会議は、9月20日午前9時30分から開催予定の議会運営委員会及び全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集よろしくお願ひします。

どうもご苦勞さまでした。

(午後0時18分 散会)

以上の記録が本町議会平成25年第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成25年9月4日

岬町議会

議 長 田 島 乾 正

議 員 竹 内 邦 博

議 員 小 川 日出夫